石狩湾新港管理組合告示第 21 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年９月 29 日

石狩湾新港管理組合
管理者　　鈴木　直道

１　入札に付す事項

（１）業 務 名　石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務

（２）業務場所　小樽市、石狩市

（３）委託期間　令和８年１１月１日から令和９年３月 31 日まで

（４）業務内容

ア　除雪及び排雪業務（業務範囲は、別添図面による）

車道除雪延長　Ｌ＝20.6㎞

排 雪 延 長　Ｌ＝2.0㎞

イ　使用する機械名

受託者が保有し、業務に使用する機械（各機械とも業務処理に足る台数を保有していること。）

機械名	規格・装置等	備考
除雪トラック	7～10t 専用車（ﾌﾟﾗｳ･ｸﾞﾚｰﾀﾞ付）	
	10t 専用車（ﾌﾟﾗｳ･ｸﾞﾚｰﾀﾞ･W 付）	
除雪ドーザ（ホイール）	8≦X≦9t（ﾌﾟﾗｳ付）	
ロータリー除雪車	130＜X≦300PS	
	80PS	
スノースイーパ	ブラシ駆動用エンジン 300PS 相当	
ダンプトラック	10t　差枠	
バックホウ（ホイール）	0.35 ㎥　ｽﾉｰﾊﾞｹｯﾄ付	
パトロールカー	2000cc　4WD	

２　入札に参加する者に必要な資格

令和８年石狩湾新港管理組合告示第 20 号に規定する石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務に関する資格を有すること。

３　契約条項を示す場所

石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

４　入札書の提出方法等

（１）入札書の提出場所

北海道石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

（２）入札書の受領期限

令和８年 10 月 28 日（水）午前９時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

（３）入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

ア　持参による提出

入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「「石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記（２）の受領期限までに上記（１）宛てに提出すること。

イ　送付による提出

二重封筒とし、外封に「「石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務」の入札書在中」」の旨を記載し、中封及び入札書は上記アと同様に作成し、上記（２）の受領期限までに上記（１）宛てに送付すること。

ウ　電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

（４）開札場所

北海道石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合小会議室

（５）開札日時

令和８年 10 月 28 日（水）午前９時 30 分

（６）その他

入札の執行にあたっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

５　入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

６　契約保証金

免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第１項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年石狩湾新港管理組合規則第７号。以下「財務規則」という。）第 98 条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

８　契約書作成の要否

必要とする。

９　図面、仕様書及び業務処理要領等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

（１）入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア　閲覧期間

令和８年９月 29 日（火）から令和８年 10 月 27 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ　閲覧場所

石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合　閲覧室

（２）設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア　受付期間

令和８年９月 29 日（火）から令和８年１０月２０日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ　受付場所

郵便番号 061-3244　石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

（３）質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

令和８年９月 29 日（火）から令和８年 10 月 27 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前９時から午後５時まで

イ　閲覧場所

石狩市新港南２丁目 725-1

石狩湾新港管理組合　閲覧室

10　落札者と契約の締結を行わない場合

（１）落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

（２）落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することが

できない。

11　その他

（１）開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（２）入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

（３）前金払

契約書に記載する最低保証額の 10 分の３以内とする。

（４）概算払

概算払は行わない。

（５）部分払

１ヶ月を単位として部分払を請求することができる。ただし、前払金を超えた額とする。

（６）初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。

（７）この入札は、取りやめること又は延期することがある。

（８）この入札の執行は、公開する。

（９）入札に参加する者は、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

（10）その他入札に関し不明な点は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループ（電話番号 0133-64-6661）に照会すること。